

8月から 70歳以上の方の 自己負担限度額が変わります

制度の持続可能性を高めるため、それぞれの所得に応じた負担になるように自己負担限度額が次のとおり変更されます。

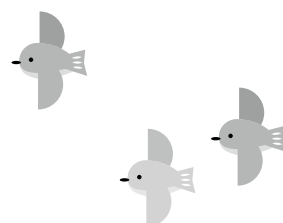
「高額療養費制度」とは

1か月間（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとから払い戻される制度です。

自己負担限度額は、世帯ごとの所得に応じて決まります。

平成29年7月までの自己負担限度額（月額）

区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み所得者 （窓口負担が3割の方）	44,400円	80,100円 （総医療費が267,000円を超える 場合は超えた金額の1%を加算） <4回目以降※ 44,400円>
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円



今回の改正では、「現役並み所得者」「一般」の自己負担限度額が引き上げられます。

「低所得Ⅰ・Ⅱ」および70歳未満の加入者のみの世帯は対象外です。

平成29年8月からの自己負担限度額（月額）

区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み所得者 （窓口負担が3割の方）	57,600円	80,100円 （総医療費が267,000円を超える 場合は超えた金額の1%を加算） <4回目以降※ 44,400円>
一般	14,000円 （年間144,000円上限）	57,600円 <4回目以降※ 44,400円>
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円



【年間上限額の新設】

月ごとの上限に加え、1年間（8月～翌7月）に外来でかかった医療費の合計額に上限が設けられ、超えた金額が払い戻されます。

※ 4回目以降…過去12か月以内に、自己負担限度額以上の医療費を支払った月が4回以上ある場合、4回目からは自己負担限度額が引き下げられます。

問合せ先 国市民窓口グループ ☎52-1111 国民健康保険担当（内線219・261）
後期高齢者医療制度担当（内線227）